

受検者各位

愛知県職業能力開発協会
技 能 検 定 課

後期技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染対策

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。これにより、厚生労働省の「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」が同日をもって廃止され、その後の技能検定試験における基本的な感染対策については、事業者の判断に委ねられることが基本となり、自主的な感染対策に取り組むこととなりました。

これを受けて、5月8日以降の愛知県における「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染対策」を下記のとおりとしていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策の実施

(1) 「マスクの着用」

着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

なお、試験実施上の理由等により、各試験会場の管理者から受検者へ着用を勧める場合があります。

(2) 「手洗い等の手指衛生」

手洗い等による手指衛生の励行を心がけてください。

2 その他の対応

(1) 入場時の検温について

実施しません。

(2) 「健康状態等報告書」について

「健康状態等報告書」は廃止しました。

(3) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応について

外出を控えられるかは個人の判断に委ねられますが、政府より外出を控えることが推奨される期間等が示されておりますので、御確認ください。

(厚生労働省HP) <https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

3 受検手数料の返金について

季節性インフルエンザ等、他の5類感染症への対応と同等とし、受検を控えていただいた場合でも返金（次回試験への持ち越しを含む）は行いません。